別紙１

仕　様　書

１　事業名

　　ピアサポート活用アドバイザー事業（精神障害者地域移行促進事業）

２　契約期間

　　令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

３　履行場所

　　委託先指定相談支援事業所

４　実施日及び時間

　　原則として土曜日、日曜日、祝日及び令和３年１２月２９日（水曜日）から令和４年１月３日（月曜日）までを除く９時から１７時までとする。ただし、特別な事情等がある場合は、この限りではない。

５　委託業務の内容

　　下記の業務を都があらかじめ指定する区域及び精神科病院において実施する。

　（１）ピアサポーター活用アドバイザー事業

　　　　　ピアサポーター活用アドバイザーは、主にピアサポーターの活用が進んでいない病院の、ピアサポーターの活用の推進のため、以下の活動を行う。ピアサポーター活用アドバイザーは、精神保健福祉士又はこれと同程度の精神障害者に関する専門的な知識と経験を有する者を配置すること。活動にあたっては、地域移行コーディネーター、安心生活支援員と連携するとともに、地域の関係機関と協力する。

　　　（ア）病院に訪問等を行い、ピアサポーターの活動に関する紹介等、病院のスタッフへの普及啓発を行う。

　　　（イ）病院がピアサポーター活動を進めるにあたっての相談を行う。

　　　（ウ）地域で実施しているピアサポート活動について情報を収集し、必要に応じて情報提供を行う。

６　担当者連絡会及び地域移行関係機関連絡会等

（１）担当者連絡会

ピアサポーター活用アドバイザーは、本事業の取組状況等について情報交換・意見交換を行い、支援の取組の現状・課題等に係る情報を広く共有し、担当者間の緊密な連携を図ることを目的として、都が開催する担当者連絡会に都の求めに応じて出席すること。

（２）地域移行関係機関連絡会

ア　精神障害者地域移行促進支援事業の受託者が精神障害者の地域保健福祉に関わる関係者との連携を密にし、効果的な事業の実施を図るため、必要に応じて開催する地域移行関係機関連絡会（以下「関係機関連絡会」という。）に参加する。

（３）その他

　　　区市町村が主催する地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉の協議の場に求めに応じて参加するものとする。

７　報告

事業の進行管理のため、活動状況について月毎、四半期毎及び年間の事業実績報告を行うこと。報告様式については別途提示する。

８　守秘義務

本事業に関わる関係者は、その業務の遂行に当たっては、対象者の人権を尊重してこれを行うとともに、対象者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

９　書類の保管

　　受託者は、個人情報を取り扱う場合は、取扱いを厳守するとともに、本事業の利用のために使用した帳票及び利用者負担金収納簿その他必要な帳票を整理し、５年間保存するものとする。

また、本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するとともに、関係帳簿を整理し、５年間保存するものとする。

10 苦情解決等

受託者は、苦情や事故（以下「苦情等」という。）が発生したときは速やかに都に届けるとともに、苦情等に関して都が行う調査に協力するものとする。

また、都から苦情等の対応について指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い解決を図るよう努めるものとする。

11　その他

（１）次年度の事業を検討するため、都が年度内に活動実績調査等を行う場合は、これに協力すること。

（２）他の精神障害者地域移行促進事業受託事業者と連携・協力すること。

（３）その他不明な点について、都の担当者に問い合わせること。